
令和6年 第3回（定例）南部町議会 会議録（第5日）

令和6年6月20日（木曜日）

議事日程（第5号）

令和6年6月20日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第45号 南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第46号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第47号 財産の処分について
- 日程第6 陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第7 陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第8 請願第4号 所得税法第56条の廃止を求める請願書
（追加議案）
- 日程第9 議案第48号 南部町副町長の選任について
- 日程第10 発議案第4号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第11 発議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第12 発議案第6号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書
- 日程第13 発議案第7号 所得税法第56条の廃止を求める意見書
- 日程第14 発議案第8号 「地方自治法の改定」に反対する意見書
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第45号 南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

- 日程第 4 議案第46号 令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第47号 財産の処分について
- 日程第 6 陳情第 2 号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第 7 陳情第 3 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第 8 請願第 4 号 所得税法第56条の廃止を求める請願書
- （追加議案）
- 日程第 9 議案第48号 南部町副町長の選任について
- 日程第10 発議案第 4 号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第11 発議案第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第12 発議案第 6 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書
- 追加日程第 1 所得税法第56条の廃止を求める意見書の撤回の件
- 日程第14 発議案第 8 号 「地方自治法の改定」に反対する意見書
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（14名）

1 番 埒 田 光 雄君	2 番 加 藤 学君
3 番 荊 尾 芳 之君	4 番 滝 山 克 己君
5 番 米 澤 睦 雄君	6 番 長 束 博 信君
7 番 白 川 立 真君	8 番 三 鴨 義 文君
9 番 仲 田 司 朗君	10番 板 井 隆君
11番 細 田 元 教君	12番 亀 尾 共 三君
13番 真 壁 容 子君	14番 景 山 浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 田 子 勝 利君 書記 荊 尾 雅 之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	教育長	福 田 範 史君
病院事業管理者	足 立 正 久君	総務課長	田 村 誠君
総務課課長補佐	石 谷 麻衣子君	企画政策課長	松 原 誠君
デジタル推進課長	岡 田 光 政君	防災監	田 中 光 弘君
税務課長	三 輪 祐 子君	町民生活課長	渡 邊 悦 朗君
子育て支援課長	芝 田 卓 巳君	教育次長	岩 田 典 弘君
総務・学校教育課長	水 嶋 志都子君	病院事務部長	畑 岡 宏 隆君
健康福祉課長	前 田 かおり君	福祉事務所長	泉 潤 哉君
建設課長	岩 田 政 幸君	産業課長	藤 原 宰君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） これより会議を始めます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

11 番、細田元教君、12 番、亀尾共三君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 45 号

○議長（景山 浩君） 日程第 3、議案第 45 号、南部町地方活力向上地域における固定資産税

の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第45号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第45号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第46号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第46号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第46号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第2号）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第４６号、令和６年度南部町一般会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第５ 議案第４７号

○議長（景山 浩君） 日程第５、議案第４７号、財産の処分についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第４７号、財産の処分についてを審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第４７号、財産の処分についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第６ 陳情第２号

○議長（景山 浩君） 日程第６、陳情第２号、地方財政の充実・強化を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員長、荊尾です。陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める陳情につきまして委員会で審議をいたしました。

審議の結果、全員一致で採択すべきと決しました。

可の理由ですが、地方財政の充実・強化については必要なことであり、当然進めていくべきという意見が主でございました。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第7 陳情第3号

○議長（景山 浩君） 日程第7、陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会委員長（白川 立真君） 当委員会が付託いただきましたのは陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてでございます。

審査の結果、全会一致で採択すべしと決しております。

採択すべしという意見、多数ありましたので、少しまとめて主な理由を述べたいと思います。これまでも当委員会では同じような趣旨の意見書を国へ上げてきました。さきの令和3年通常国会において、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正す

る議案が参議院で可決されました。これによって小学校では順次5年かけて35人学級になります。しかし、中学校、高等学校ではいまだに40人学級であることから、35人学級への国の措置を求めていくことを主な理由としております。

我が町では小学校は6年生まで30人学級、中学校1年生では33人、2年生、3年生では35人という措置を取っておりますが、これは鳥取県南部町が多大な資金を捻出しております。ここに国の措置を強く求めていくことを主な理由としております。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第8 請願第4号

○議長（景山 浩君） 日程第8、請願第4号、所得税法第56条の廃止を求める請願書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員長、荊尾です。請願第4号、所得税法第56条の廃止を求める請願書について委員会で審議を行いました。

審議の結果、賛成が3名で過半数に至らなかったため、可否同数のために委員長裁決により採択すべきと決しました。

可の理由ですけれども、根本的な問題として56条があるために配偶者や家族に対して専従給与

の制限があることが問題で、廃止したほうが平等性がある。

否の理由でございますが、現段階で結論が出にくいことや国も検討中であること、様々な意見があることから、議会として容易に廃止の意見を上げていいのかという両方の意見がありました。以上、報告いたします。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田でございます。1点をお聞きしますが、委員会の採決は尊重いたしますけれども、その中で56条、たしか白申の話だと思いますけど、白申と青申とがございます。それぞれ自分の都合に合った申告をすればいい話だと思いますけども、なぜそのようになるんだろうかな。そのような内容のことは審議されましたでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員長、荊尾です。ここで言う、56条で言ってるのは、白色申告の所得税額申告の場合、個人事業主が配偶者、家族を専従者給与として、経費として見ることはできますが、それは白申の場合は配偶者の場合86万円、配偶者以外の家族は50万円というふうに金額を決めております。青色申告の場合は、当然、配偶者なり、家族なり、一緒に仕事した方の全ての給料を計算として、経費として見ることはできます。青色申告と白色申告の違いというところが問題になるというのがこの56条の中身でございます。その点についてはこの請願書を出された方に、詳しい専門の方に来ていただきまして、委員会のほうでしっかり質問をして、理解をできたというふうに思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。先ほど細田議員のほうから言われたんで、私も同じことを聞きたかったので、あと2点ほど聞かせてください。

私も審議のところ傍聴に行かせていただきまして、民商のほうから説明に来ておられて、様々なことは私も聞かせてもらいました。ただ、聞き取りの中で、抜本的な問題として56条があるために配偶者に対して問題がある、多分先ほどの答弁と同じような格好になると思うんですけど、問題がある、重要とあった、具体的にどのようなことが問題であったのかということと、先ほど委員長のほうから審議がまだまだ、もうちょっと深く追求したいということで継続審査ということを求められた委員の方もおられたと聞いておりますが、その辺の内容的な流れを確認を取っておきたいというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員長、荊尾です。まず、2つ目の質問の、委員の中から今結論を出すのではなく継続審査はどうかという意見は出ました。しかし、継続審査というのは委員会全員が一致しないと継続審査ということにはならないということです。一応審議した結果、3人が可と、私も含めてこれを可とするというふうに決めました。具体的なことを言えば、2人の方から継続審査をしてはどうかという意見がありました。

それと、最初の質問については、先ほど細田議員に答えたとおりでございまして、何が問題かというと、白色申告をすると配偶者の専従控除、家族の専従者控除の金額が決まってしまうと。ただし、これを受けないがためには、白色申告ではなくて青色申告を米子税務署のほうに申告して、許可を受ければこの問題は十分クリアできるということは皆が認識を一本にしたところ。以上です。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。先ほど委員長から白色が駄目なら青色に移行しなくちゃいけないということを言われたんです。私もそのことは聞きました。なぜ白色を廃止して、要するに56条を廃止して57条は残すというところはちょっと私、理解ができなかったところがあったんですけど、その辺の審議はあったのか確認を取っておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員長、荊尾です。すみません、56条の条文はしっかり読みましたが、57条については説明はあったかもしれませんが、ちょっと覚えておりませんので、57条の審議については答えられません、すみませんが。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。私は、この所得税法第56条の廃止を求める請願書について、反対の立場で討論をします。

所得税法56条において家族従業者の自家労賃の対価を、支払いは必要経費として認められていないということは聞いております。ただ、家族従業者の働き方の働き分は事業主の所得となり、配偶者は86万、配偶者以外の家族は50万の控除がされるとなっております。ただ、これは最

低賃金にも満たない額です。この点については56条を改善する必要はあるのかなというふうには思います。

この法の趣旨は、白色申告では適正な給与支払いか否かの判断がつけ難く、青色申告なら税法上適正な判断が可能であるという考えからこのような制度になっているというふうに思っています。つまり、所得税法57条で青色申告をすれば、適用されれば家族従業者が不平等とは言えず、所得税法第56条の規定は合理的であるというふうに思います。

現在、青色申告と白色申告の制度がある限り個人の選択の自由も併せて守られている。矛盾した制度とは考えにくいというふうに思います。第56条の廃止は青色申告自体を否定することにもつながりますし、また、56条と57条は一体と考えるべきで、56条のみの廃止では整合性が取れないと思っています。

商売をしている女性の皆さんに私は提案をしたいと思います。個人事業者の地位向上を目指されるなら地域の商工会等に参加され、青色申告ができるように指導、助言を受けられるほうが地位の向上につながるというふうに思い、よって、この意見書提出の請願には反対といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。今回の所得税法第56条廃止を求める請願、これは8年前の平成28年12月議会、私が町議会議員になったときに一番最初の12月議会で取り上げた内容です。このときも内容が白色申告か青色申告、どちらがいいかっていうふうな話になって、結局採択されませんでした。このとき、私、思ったのは、今回出てる請願の内容は、青色申告と白色申告っていう話ではありません。もちろんそこが原因になっておりますけれども、これ考え方を誤ると、青色申告がいいのか、白色申告がいいのか、それと白色申告じゃなくて青色申告を選べばいいんじゃないかという先ほどの板井議員の発言になります。前回の28年の12月議会でもやっぱり内容がこういったような内容になってます。

それで説明させていただきます。まず、今回の所得税法56条、これは一体どういう税法なのかという問題です。まず、この問題は、明治20年、所得税法ただし書というのがあります。この中に「同居の家族に居するものは総て戸主の所得に合算するものとする」、こういう書き方があります。そしてこれが結局、配偶者や家族の働き分を専業主の所得として合算するという形になって、これが現在まで続いているというものです。

現在、朝のNHKの連続ドラマで「虎に翼」っていうのがありますけれども、この中で主人公

が弁護士になりたいけれども、ところが、法律上なれないっていうのが初期の一番最初の段階でずっとドラマで話されてました。このドラマのほうは結局法律が変わったので、主人公は弁護士になりましたけれども、この所得税法56条はこの明治にできた内容がそのままずっと続いていて現在に至ってる。つまり、随分カビが生えたような古い法律がそのまま残っているっていう法律だっていうことがまず1点。

それと、もう一点、今回この所得税法に関しては国連女性差別撤廃委員会勧告、これが2016年に行われました。この結果、国連女性差別撤廃委員会っていうのがこの日本の所得税法56条、このときは所得税法をまとめて見た場合の意見だったんですけれども、なぜ国連女性差別っていうところが指摘したのか。この所得税法56条があるために女性が物すごく不利益になる、そのことを改善する必要がある、正す必要がある、そのために勧告が行われました。

そしてどうなったか。2016年3月16日、衆院財務金融委員会の中で当時的高木大臣政務官が、12月に閣議決定した第4次男女共同参画基本計画の中で必要な取組としている。このときには閣議決定したというふうに政府は認識しております。ところが、その後これが進まずに現在に至ってる。2016年の時点では所得税法56条を含めて、これ検討する課題、前進させる課題だというふうに決まっていますが、その後が進んでなかったっていうのが現在に至っている大きな問題です。

それと、先ほど板井議員のほうからどのような具体的な問題があるのかっていうことを言われましたけれども、その中で何点か取り上げて説明させていただきます。

まず、1点目は、荊尾委員長も説明されましたけれども、今回の事業者の奥さん、大体ほとんどが奥さんになる方がメインになる。というのも事業主が、ほとんどが旦那がされてるので、それで問題になっているのは奥さんが問題になる、これが大体全体の7割が問題になるというふうに言われてます。

その中で問題になっているのが、現在、専業主婦、普通の奥さんですね、働いてない方、この方々は対価として25万円から35万円をその働き方、月そのくらい働いているっていうふうに認められています。これはもし主婦の方が交通事故に遭った場合、その交通事故の補償として月額25万から35万円っていうのが計算されるっていう形になってます。ところが、先ほど荊尾委員長も言われましたとおり、この事業で働いている御婦人の方が事故に遭った場合、年間86万円という計算にしかありません。その結果、1日で計算すると2,356円という、そういう計算になります。例えば休業補償が出た場合、10日間で2万3,650円っていう、こういった計算になります。これは先ほど説明しましたとおり、専業主婦の方が月額25万円から35万円

見ていただけるのに対して物すごく不利な計算になるってということです。

あと、これ以外で問題になってるのは、所得がとにかく 86 万円しか見ていただけないために、例えば住宅ローンであるとか、車を購入する場合のローンであるとか、これは当然組めません。何せ年間所得が 86 万円しか見られてないからです。それ以外にも以前であれば保育所に入所する場合、これ共働きであるにもかかわらず、自宅にいるんだから保育所に入るのは認められなかった。今はこういうことはありませんけれども、過去こういうこともありました。先ほど住宅ローンとか車の購入ローンが組めないという話もありましたが、当然所得証明そのものがもらえません。こういったようないろいろな問題があります。

それと、板井議員の質問の中で白色申告から青色申告に行けばいいのじゃないか、それとあと青色申告を否定するようなことになるのではないかと、さらには 56 条と 57 条の関係についても言われましたけれども、57 条というのはあくまでも 56 条を補足する法律であって、56 条そのものを廃止すれば 57 条自体意味をなさなくなります。

それと、白色申告と青色申告、現在白色申告をしている方が青色申告をして専従者控除、専従者に払う金額、これを規定すればいいのではないかという話をされましたけれども、これは根本的に考え方が違ってます。

まず、1 点は、白色申告、青色申告っていいですけども、白色申告っていう言葉は本来ありません。所得申告をするのが通常白色申告って言われてます。それで、青色申告というのは申告する方が増えないために、国のほうが要するに税金を集めたいがために、青色申告をすれば特典をつけますから青色申告をしてくださいっていうのが青色申告の内容です。この場合、現在、白色申告と青色申告を比べた場合、白色申告も手続上、青色申告とほぼ同じような状態になりつつあります。ところが、白色申告をした場合、明らかに不利なことがある。先ほど板井議員、申告の自由っていうようなこと言われましたけれども、白色申告をそのまました場合、不利になるということがあること自体、このこと自体が間違いです。

それと、青色申告しようにも白色申告そのままを続けている方がいらっしゃるっていう問題に関しては、白色申告、続けたほうが青色申告よりもまだやっぱり楽だっていう方がいらっしゃる、こういった方々が白色申告を続けている、これが現在の白色申告から青色申告に変わらないっていう方の問題です。

以上、長々と話しましたがけれども、以上で終わります。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありますか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

6 番、長束博信君。

○議員（6 番 長束 博信君） 6 番、長束です。委員長報告に反対の立場でちょっと討論させていただきます。

所得税法第 5 6 条はさっき何か明治からなんて言ってましたが、昭和 4 0 年に全面改正されてから今年で 5 9 年目であります。今現在の時代にそぐわない部分があることは正直否めません。

請願書で主張されている家族従業者の働き分について必要経費を認めていない 5 6 条は廃止すべきとのことで、働き分をある程度認める 5 7 条での白色申告では、家族従事者は配偶者 8 6 万円、配偶者以外は 5 0 万円、先ほども御紹介ありましたこれが控除されるのみで、最低賃金にも達していないとされています。しかし、働き分の労働の対価を求めるならば、青色申告すれば労働の対価として認められるわけでありますが、これが問題ないと思うんですが、なぜ青色申告しないのかです。面倒くさいということだけなのでしょうか。

請願書に記載されているとおり、先ほどもありました国連女性差別撤廃委員会は、2 0 1 6 年 3 月に日本の第 7 回及び第 8 回合同定期報告に関する最終見解において、所得税法が自営業者や農業者の配偶者や家族に対する報酬を事業経費として認めていないため、女性の経済的独立を妨げる影響があることを懸念し、家族経営における女性の労働力を評価し、女性の経済的エンパワーメントを促すために所得税法の見直しを検討することを要請されております。

政府は、先ほどありました 2 0 1 5 年 1 2 月 2 5 日に閣議決定した第 4 次男女共同参画基本計画には、商工業等の自営業における家族従事者の実態を踏まえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討すると記載されています。

さらに、2 0 1 7 年 3 月 2 8 日の先ほどもありました働き方改革実現会議決定で、副業、兼業の普及促進を掲げています。しかし、この 5 6 条の適用、5 7 条の特例も適用できないこととなり、働き方改革の推進の観点からは、5 6 条は家族間の在り方、個人の働き方、社会状況等が大きく変化してきており、当時の立法趣旨の事実に変化が生じてきていること、実態に即した適切な取扱いを十分に行うように検討すべきものと私も考えます。

請願書では政府自身も 5 6 条、5 7 条の見直しを検討すると国会で答弁していると記載されています。そういう主張であるならば 5 6 条のみの廃止を求めるのではなく、所得税法第 5 6 条及び 5 7 条を時代に即した所得税法に改正するよう見直しを求める、このようなタイトルにすべきではないかなというふうに私は考えております。

以上のことから、所得税法第 5 6 条の廃止を求める請願書には反対させていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 賛成意見はありますか。

3 番、荊尾芳之君。

○議員（3 番 荊尾 芳之君） 3 番、荊尾です。今まで議論がありましたけども、私は賛成意見を述べますが、この所得税法第 5 6 条をなくすことによって不利益を被る人は、この法律がなくなっただけでいいって不利益を被る人はいないというふうに思います。なぜならば、この 5 6 条を適用しようと思わない人は青色申告をされます。そうですね。青色申告をされれば、今言う白色の家族従業員、専従者給料 8 6 万円というものに縛られることなく青色申告では全額経費で見てもらうわけですから、別にそれは自由ですから、白色申告しようが、青色申告しようが自由だと思います。青色申告をする人は全く問題ない。5 6 条があってもなくても適用してないわけです。関係ないわけですよ。ただ、この請願に出ているように、この 5 6 条があるために不利益を被る人がいるならば、この 5 6 条はなくすべきではないでしょうか。そういう視点で今回この請願が出てきました。所得税法 5 6 条が存在することで不利益を被る人がいるならばなくすべき、これがやはりこの請願が上がってきて、南部町議会として住民のためのはどっちかなというふうに考えたときには、5 6 条、5 7 条、その条文を変えとか、廃止でなくて改正だとかそういう議論はありますが、この請願を国に上げていくことは必要なことではないかというふうに思っています、私はこれに賛成します。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第 4 号、所得税法第 5 6 条の廃止を求める請願書を採決いたします。

委員長報告は採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は、不採択とすることに決しました。

ここで休憩をいたします。再開は 1 0 時 1 0 分といたします。

午前 9 時 3 7 分休憩

.....

午前 1 0 時 1 0 分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

休憩中に議会運営委員会が開催をされておりますので、議会運営委員長から報告を受けます。

議会運営委員会委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員長、三鴨でございます。先ほど急遽でし

たけれども、議会運営委員会を開催しました。

先ほどの本会議の中で請願第４号の所得税法第５６条の廃止を求める請願書、これが本会議で不採択となりました。これに合わせまして、既に発議案で出されています発議案第７号の所得税法第５６条の廃止を求める意見書、これが一事不再議ということになりまして、一度決定された案件については、再度審査はしないということでありまして、総務経済常任委員長のほうから発議案第７号は撤回したいという申出がありましたので、この申出を議長のほうで許可してよいのかお諮りいただきたいということで話をしましたので、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 議会運営委員長より報告がありました。

それでは、ただいま議会運営委員長より報告がありました件につきましては、議案のところに来た時点で皆さんに可否を諮りたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

日程第９ 議案第４８号

○議長（景山 浩君） それでは、日程第９、議案第４８号、南部町副町長の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 追加提案について御説明をいたします。議案第４８号でございます。南部町副町長の選任について。

南部町副町長として次の者を選任したいので、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は宮永二郎、任期は令和６年７月１日から令和１０年６月３０日でございます。

なお、住所、そして生年月日、これまでの経歴等につきましては、別紙記載の参考資料を御参考にお審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

１１番、細田元教君。

○議員（１１番 細田 元教君） 町長、一つだけ教えてください。宮永さんはいい、悪いじゃなしに、令和３年４月、日野振興局長されて、今度、南部町に令和６年７月１日から来られますけども、これは任期４年ですけども、県の職員を辞されてされるのか、それともうちげに出向みたいにしていかれるのか、どのような対応されますでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。非常にセンシティブな内容でございますが、今年度は選挙を控えた年でございます。したがって、ひとまず出向という格好を取らせていただいて、次期の選挙に備えるということになろうと思っています。いわゆる今の職をなげうった場合に、次、私ではない首長になった場合には職を失うということになります。そのようなことで職員の、今はサラリーマンですので、その職をなげうたせるわけにはならないという配慮の中から、県のほうと十分協議をいたしながらそういう方法を取らせていただきました。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第48号、南部町副町長の選任についてを採決いたします。（「採決異議あり」と呼ぶ者あり）

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長の提案する人事について保留いたしますので、簡易採決ではなく、決を採ってくださいようお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 簡易採決を採らずに決を採ってほしいという申出がございました。

それでは、議案第48号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第10 発議案第4号

○議長（景山 浩君） 日程第10、発議案第4号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鴨義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員長、三鴨義文でございます。

.....
発議案第4号

地方行政調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和6年6月20日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

——別紙が渡っていると思いますが、これを読み上げて説明いたします。

別紙

地方行政調査特別委員会の設置について

本町議会は町行政推進の資料を得るため、地方自治法第109条及び南部町議会委員会条例第6条の規定により地方行政調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中に調査を行うものとする。

記

1. 委員会の構成

総務経済常任委員・民生教育常任委員全員

2. 目 的

地域の実情に応じた自治体行政を推進するため、先導的役割を果たす議会としての役割が益々重要となってきている。

少子高齢化及び人口減少が危惧される現在、地域においてこれを乗り越えていくために、さらに住みよい地域の形成を図っていくことが大切である。

また、魅力ある南部町を実現していくためには、町はどのような具体的対策をとっていかねばならないかなど、議会として深く研究し、人口減少に起因する様々な課題解決に資することを目的とする。

3. 調査事項

- (1) ごみ減量化施策について
- (2) 議会改革について
- (3) 森林環境譲与税について

4. 調査地

- ①鳥取県鳥取市

②岡山県真庭市

5. 調査期間

令和6年7月16日から7月17日までの2日間

6. 経 費

予算に認められた範囲内

7. 調査の方法

地方行政調査特別委員会による関係者からの聞き取り及び現地調査による。

.....
以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第4号、地方行政調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました地方行政調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名いたします。

委員は、全議員14名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、全議員の14名を地方行政調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩
.....

午前 10 時 21 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

ただいま地方行政調査特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。

地方行政調査特別委員長、荊尾芳之君、同副委員長、白川立真君。以上で結果報告を終わります。

日程第 11 発議案第 5 号

○議長（景山 浩君） 日程第 11、発議案第 5 号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者である総務経済常任委員会委員長、荊尾芳之君から提出理由の説明を求めます。

総務経済常任委員会委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員会委員長、荊尾です。

.....

発議案第 5 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 6 年 6 月 20 日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 荊 尾 芳 之
南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

意見書（案）は副委員長から提案いたします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前 10 時 22 分休憩

.....

午前 10 時 22 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

総務経済常任委員会委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員長、荊尾です。先ほど副委員長が意見書を提案しますと言いましたが、訂正しまして事務局長にお願いしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前 10 時 22 分休憩

.....

午前 10 時 23 分再開

○議長（景山 浩君） 再度再開します。

総務経済常任委員会委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 失礼しました。総務経済常任委員長、荊尾です。

意見書（案）の別紙につきましては、配付をしておりますそのとおりでございますので、御確認をお願いします。以上です。（「休憩動議」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩……（「休憩を求めます」と呼ぶ者あり）はい、休憩します。

午前 10 時 23 分休憩

.....

午前 10 時 48 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

事務局長より意見書（案）の朗読をさせます。

○議会事務局長（田子 勝利君） 事務局長です。それでは、別紙のほうを読み上げします。座ったまま朗読させていただきます。

.....

別紙

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、D X 化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針 2021」に基づき、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保することとしてきた。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、2025 年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保ま

で含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、D X化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0～20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必

要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、D X化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

.....
以上、朗読でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

.....
日程第12 発議案第6号

○議長（景山 浩君） 日程第 12、発議案第 6 号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を議題といたします。

提出者である民生教育常任委員会委員長、白川立真君から提出理由の説明を求めます。

民生教育常任委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会委員長（白川 立真君）

.....
発議案第 6 号

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 6 年 6 月 20 日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 白 川 立 真
南部町議会議長 景 山 浩 様

.....
別紙の意見書（案）については、議長に委ねたいと思います。

○議長（景山 浩君） 議長より、意見書（案）の朗読をさせます。

○議会事務局長（田子 勝利君） 事務局長でございます。別紙の朗読をさせていただきます。

.....
別紙

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種配置の増など教職員定数改善が不可欠である。

2021 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられる、計画通り進捗すれば 2025 年度に完了となる。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

.....

以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第6号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

.....

追加日程第1 所得税法第56条の廃止を求める意見書の撤回の件

○議長（景山 浩君） ここで先ほど議会運営委員長、三鴨義文君より説明がありました発議案

第7号の取扱いについてでございます。

総務経済常任委員会委員長、荊尾芳之君から提出された所得税法第56条の廃止を求める意見書について、一事不再議に抵触するということから、撤回したいとの申出があります。所得税法第56条の廃止を求める意見書の撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。

所得税法第56条の廃止を求める意見書の撤回の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、所得税法第56条の廃止を求める意見書の撤回の件を議題といたします。

質疑、討論を省略をして、採決をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） お諮りします。ただいま議題となっています所得税法第56条の廃止を求める意見書の撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。したがって、所得税法第56条の廃止を求める意見書の撤回の件を許可することに決定しました。

休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時03分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

それでは、ただいまの追加議案第1を日程第13と、次の「地方自治法の改定」に反対する意見書を提案のとおり日程第14として議事を進めます。

日程第14 発議案第8号

○議長（景山 浩君） 日程第14、発議案第8号、「地方自治法の改定」に反対する意見書を議題といたします。

提出者である真壁容子君から提出理由の説明を求めます。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 眞壁 容子君） 発議案第8号、「地方自治法の改定」に反対する意見書を提出します。

.....

発議案第8号

「地方自治法の改定」に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年6月20日 提出

提出者	南部町議会議員	眞 壁 容 子
同	同	亀 尾 共 三
同	同	加 藤 学

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

——よろしくお願いいたします。

提案については、読み上げて提案に代えさせていただきます。

.....

別紙

「地方自治法の改定」に反対する意見書（案）

自治体に対する国の指示権拡大を盛り込んだ地方自治法改定案が、5月30日衆議院で可決され、6月5日から参議院で審議されている。

改定案は、政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断すれば、国に地方自治体への広範な「指示権」を与え、自治体を国に従属させる仕組みをつくるものだ。国の「指示権」拡大については、自治体の首長ほか、国会の参考人の意見からも「憲法が保障する地方自治を根底から崩すことに他ならない」と懸念の声が上がっている。

改定案は、「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響をおよぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」に、閣議決定で、住民の生命・財産を守るために「必要がある」とすれば、自治体に指示を出し義務を課せるようにするというものである。災害や感染症を例示しているが、「その他」「これらに類する」など「事態」の範囲は極めて曖昧である。さらに、発生のおそれがあるなど判断はすべて政府に委ねられ、国会にも諮られず恣意的運用が可能になっている。また、今回の改定案は、

自治体の固有の仕事である「自治事務」についても国の指示を可能にし、自治体を国に従属する立場におくものになっている。

憲法は地方自治を明記し、政府から独立した機能を持つ「団体自治」と住民の意思にもとづく「住民自治」を保障している。これらは戦前の中央集権的な体制の下で自治体が侵略戦争遂行の一翼を担わされたことへの反省からきている。

政府は法改定の理由にコロナ対応など上げているが、能登半島地震で見ると災害時に対応が進まない大きな理由は、地方公務員を減らし、地方の財源を削ってきたことにある。今必要なのは、国の指示権拡大ではなく、迅速な対応ができる権限、財源、人を国が自治体に保障することと考える。

以上の点から、「地方自治法」改定案に反対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

なお、この時点では参議院で審議されていましたが、参議院では6月の19日、昨日可決され、改定された地方自治法が成立しました。ですが、タイムロスもあるのですが、地方自治法の改定に反対するという立場で政府に上げたいと考えておりますので、御協力よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 板井です。ちょっと1点だけ質疑をさせてください。

文章の中で、国に広範囲な指示権を与えるということになってますけれど、その辺どういったことを例えば想定してそういうふうに言っておられるのか、確認を取りたいと思います。（「ちょっと待って。どこですか」「4行目」「国の指示権拡大」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 国会で指示権の内容が話されたときに、広範な指示権というのは歯止めがないということが示されていきました。地方自治法の中に今でも例えば市町村である自治事務について、指示権を発動する場合っていうのを362件ほど法律で規定されているというこ

とが国会で言われていました。ああ、そんなにあるんだと思ったんですけど、例えば緊急事態基本法ができたりとか、国民保護法ができましたよね。その中では、地方自治法の立場から見れば、本来は住民自治や団体自治に口を出したらいけないんだけど、その法律の範囲で自治体に指示権が及ぶことを承認してきているわけですよね。だから、そんなにあるのに今さらなぜこの地方自治法に指示権を加えなければいけないかというのが国会の論議のようでした。

だから、板井さんのおっしゃる指示権とは何を言っているのかというのは、正直言って私もこんなに幾らでもできるのに何をしようとしてるのかっていうのがよく分からない。ただ、私が読み取りましたのと参考人の意見聞いてみたら、本来はいわゆる自治権で団体自治、住民自治のところには受託委任事務ですか、法定受託事務には及ぶんだけど、本来の住民自治には指示権及ばない。なぜだかという、2000年に地方分権一括法でそういうふうに定められているところを、地方自治法を丸ごと住民自治にも指示権を与えるということになりかねないと、こういう論議をしていました。

恐らく懸念する弁護士たちや首長たちはそのことを言ってるんだろうと思います。指示権というだけで非常に曖昧で、住民自治の中にも土足で踏み込んでくる内容ではないかということをおっしゃるので、何を指して指示権を言うかということについては、私もなぜ今、地方自治法に指示権を入れないといけないのかっていうのがよく分からない。今までもあるのにというのが回答になるのではないかと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） このたびのこの改正は、要するにポストコロナをこれから対応していくのに、それを反省の下に、例えば船とか、それから病院のほうへ搬送することとか、それが自治体にあったので、国もなかなか声が出せなくて対応が非常に遅くなった、国民に大きな不安を与えたことを反省をした改定だというふうに思っています。内容的には大規模な感染症、そしてこの中にもありますように、国民の生命や財産、危機を生じる場合に対応していく。あわせて、今朝の新聞にありました附帯決議として、自治体との事前協議を十分盛り込んでいく、そして行使を必要最低限とするというふうに昨日決まったわけなんですけど、その点についてどういうふうに考えておられますか。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず、1つ目の今回の地方自治法の改定案のいわゆる根拠とされているのが、コロナ禍と感染症や災害のときに後手後手に回ったのは国の指示権がなかったからだ、というのが立法根拠って言われているんですけど、これは国会でも明確になったの

ではないかと思うんです。例えば神奈川県労働組合等がダイヤモンド・プリンセス号というんですか、あのときに対応して一番困ったのは、県知事も県も市も動こうとしてるときに、国が待ったをかけて動くことができなかったのが非常に大変だったと。それで支援体制は県が協力して、ほかの県にもすることができるんだけど、できなかったことが一番困ったと言っている発言がありました。

それと、能登半島でいっても、これは国が何らかしたというよりは、御存じだと、1月の1日に地震が起こったときに、国は動かないときに、例えば名古屋市役所、横浜、大阪、これらがすぐにいわゆるプッシュ型で1月の1日のもう午後には目的地に向かって出ていたと。これは国の指示があったわけではなくって、自分たちの決めてるわけですね、エリア等を。そこに行ってたということを知ったときに、彼らは、そういう連絡網とか情報網つくってやっている自治体があるというのも私も驚いたんですけれども、そういうふうに動いている。

実際、今、東京都の杉並区長さんたちが中心になって、自主的に、自律的に自分らのできる権限と範囲とお金を使ってやろうという体制が、自治体で取り組まれているっていうこともSNS等で見ましたが、それらの発端になったのはあの震災とコロナだったんです。そういう意味でいえば、多くの自治体の首長や専門家たちは、国の指示がなかったからできなかったという状況は、コロナでも災害時も検証されていないのではないかっていうのが大半の意見だろうなと思いました。

それと、こういう意見もありました。皆さんも御存じだと思いますが、国がコロナで何したかで一番国民がよく知っているのは、一斉学校休校とアベノマスクだったんですよね。ここから多くの方々が現場を知っているのは市町村、自治体だと、国は決して市町村の独自の要求とか分からない中で、具体的にすることというのはお金を出すことと人を出すことであって、どういう対応をしたらいいかという、決めることではないのではないかっていうことをアベノマスクとあの学校休校を例えに指摘している専門家も多かったということは非常に納得がいきました。そういう意味でいえば、今回の地方自治法の改定で板井議員が指定された災害や感染症を例示しているけれども、これは立法事実がないという野党側の追及に政府が答えていなかったというのが印象的です。それでよかったでしょうか。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番、白川立真君。

○議員（7 番 白川 立真君） 反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどのこの意見書（案）を聞かせていただきましたし、ダイヤモンド・プリンセス号の感染症の話、あれは私は神奈川県を責める気は全くありません。恐らく神奈川県も想定外の事態だったと思います。

それで、今回のこの改正案の狙いは、やはり想定外の大規模災害などが発生したときに、国民の安全確保へ迅速な対応を取れるようにすることと、ここが狙いであると思っております。

先日の地方紙からちょっと一文引きますけど、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態であれば、個別法に規定がなくても国が自治体に必要な対策の実施を指示できるようにする。国と地方の関係を対等・協力と定めた地方分権の原則は維持しです、維持しです、非常時のあくまでも特例として位置づけると書いてありますので、そういう規模の事態になったときのことを想定しているものだと思っております。

そして、ここに個別法という言葉が出てきますが、災害対策基本法だとか感染症法、ここには国及び地方公共団体は互いに連携してという言葉があちらこちらに出てくるんですが、この意見書の真ん中辺りに「「その他」「これらに類する」など「事態」の範囲は極めて曖昧である」。実は、曖昧なのは国と地方公共団体が、規模が大きくなれば、なったときにどれほど国は関わっていったらいいのかという部分が曖昧なんです。だから大きくなればなるほど国は主体性を発揮してもらわないと実は困るんです。

なぜかという、少しイメージしていただきたいんですが、能登半島沖の地震がもしこの地域で起こった場合、今、私が見ているこの家々はほとんど潰れます。中にはたくさんの住民の方も生き埋めになるでしょう。こういうことになった場合に鳥取県の消防や、また警察が対応できるものなのか。そういういわゆる消防と警察というのは平時の一定程度の災害には対応できるようにつくられています。これは鳥取県も島根県もどこの県もそうです。しかし、その一定程度を超えたような非常事態になったときには対応できません。だから全国から駆けつけてもらわなきゃいけない。例えば新潟県は隣の柏耆町、香川県、徳島は南部町に入ってくれと、これは誰がコントロールするかという国じゃないともうできないと思いますね。

そういうレベルの話だと思っていきたいと思いますし、この意見書のまた真ん中どこかに「国会にも諮られず恣意的運用が可能になっている。」ということも書いてありますが、このような事態が起こったときは72時間の人命の、人の命がかかってるわけですから、72時間リミ

ットがかかります。つまり1分1秒を争うときなんです。こんなときに国会なんかやっとる場合じゃありません。そういう事態になったときのことを想定してのものなので、この意見書は採択すべきでないというふうに思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。今回、改定が行われようとされています地方自治法についてですが、もともとこれは明治憲法には地方自治法がありませんでした。日本国憲法になって初めて地方自治法ができています。これは明治時代においては富国強兵を御旗の柱として、そして国を一方的に一つの方向に走らせた結果、地方自治法っていうそういった考えそのものがなかったことに起因しています。

そして、日本国憲法になって新たに地方自治法ができた時点で、地方自治が民主主義の学校である、もしくは中央集権の弊害を抑制して人権侵害を防ぐための重要なシステムである、こういうふうな位置づけがされてきています。それが1999年に成立した地方分権一括法、この中で国と地方の関係、これが対等・協力というふうに位置づけられました。

しかし、その一方で、国と地方の役割分担の下に地方自治が縮小したということが言われています。そして今回の改定はこれにさらに拍車をかける、地方自治の権限をさらに縮小するもので、そういうふうに考えております。

また、今回、地方自治法の改定に当たって各自治体が意見が上げられないのが、これは現在、地方自治の根本であるお金、運営が、国が配賦する交付金、これを国が権限を握っているために国に対して地方自治体が声を上げられないっていう状態がある、このことが原因にあります。このことに関しては、地方自治は現在よりも地方自治体に権限をさらに与え、大きくするべきだ、こういう意見を述べられている方がいらっしゃいます。

今回の地方自治法の改定に関しては、地方分権の一番根底である地方の権力を縮小するものであり、そしてひいては明治憲法の中に地方自治法がなかったために国の方針で政策がどんどん進み、最終的には戦争にまで至った、このことまで至るっていうことが今回の曖昧な内容です。

先ほど白川議員は、制定の内容について曖昧なことに関して説明をされております。その一方で、今回の曖昧な内容についてどのようなことが想定されるのか。これ言われてるのが、空飛ぶ円盤が攻撃したとか、隕石がおっこちてきたとか、こういった話もされておりますけれども、本来であれば地方自治の権限は最大限認めるべきであり、今回のように縮小するべきではない。

以上の点から、今回の発議案、採択するべきだという意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

9 番、仲田司朗君。

○議員（9 番 仲田 司朗君） 9 番、仲田司朗でございます。発議案第 8 号、「地方自治法の改定」に反対する意見書について、私は反対する立場で討論いたしたいと思います。

このたびの地方自治法の改正は、昨日 6 月 19 日に参議院本会議で可決、成立したものでございます。今回の地方自治法改正案は、先ほど白川議員のほうからもお話がありましたように、非常時に国が自治体に対して必要な措置を指示できる権限が盛り込まれているものでございます。この改正案は、災害や感染症などの非常事態において国民の安全確保に向けて迅速に対応できるようにするためのものです。ただし、指示の対象範囲が曖昧ということで、指示のスピード感を優先したため、権限行使への歯止めが乏しく、国による恣意的な運用に大きな余地は残しているという懸念がありますが、この改正案は国と地方自治体の対等な分権の考えに基づいて特例的な指示権を設けているものでございます。今後の審議を通じて法律の運用について検討されることと私は思っております。

今回の改正の地方自治法のポイントとして、一つは国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の際に、国は個別法に規定がなくても自治体に対策を指示できる。2 目、国の指示は閣議決定を得て行う。指示を行う際に自治体に意見を求めるよう努める。3、国と地方の関係を対等・協力と定めた地方分権の権限は維持するというものでございます。

指示権の行使を必要最小限とするよう国に求める附帯決議も採択されたものであります。指示権拡大については歯止めがかかっていますし、参議院にて既に可決、成立しております。よって、この発議案第 8 号、「地方自治法の改定」に反対する意見書について、私は反対するものでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13 番、真壁容子君。

○議員（13 番 真壁 容子君） 先ほどの論議で今までにない非常事態、今までどの法律にも定めていない非常事態が起こり得るかもしれないということで、地方分権を特例的に制限をかけていくという法律なんだというふうに仲田議員おっしゃってるし、白川議員も想定外のこと起こって、非常時のときの対応でこういうものが必要なんだという御意見だったのではないかなと思います。

一つに、想定外のことが起こって、今までにない、今の憲法の下での法律で定められない想定外の出来事で指示権が要するというのはどういう事態が考えられるんでしょうか。先ほども地方自治法の中、245 条の 2 というところでは、法定受託事務については一般的に指示権が認められ

るだろうと、国の仕事ですからね。

ところが、自治事務についてはもう最低限の限りで、個別法で指示権を根拠にして自治体に指示出すことができるっていうことを認めている項目ってあるんですよ。ただし、個別法でそれは決めているっていうから、先ほどの国民保護法とか、食糧問題とか、土地収用法とかありますよね。そこでの法律の範囲の中での指示権というのはもう認められているんですよ。認められているし、それも憲法でうたっているわけですよ。それが362件の内容で地方自治等を縛っているわけですよ。だから指示権を発動しようと思ったらその法律使ってやったらいいわけで、例えば大災害が起きたときに災害救助法にそれ付け加えたらいいんですよ。これ国会の論議ですよ。

専門家が言っているのは、そうしているのに法律で決めていないところで、地方自治法で占める指示権とは何かっていうことがすごく問われてきたということですね。何かといたら一番は、要は住民自治を指示権によって発動できないようにするということしか考えられないじゃないかというのが意見になっちゃってるんだよね。

それはどういう内容になるかっていったら、住民自治の指示権といたら、もう極端なことを言えば、今、学校給食を無償化してるけれども、いけないよって指示出しますっていったら、これ自治事務なのにやってることが国から見たら犯罪的になるというようなことも起こりかねないのが……（サイレン吹鳴）

○議長（景山 浩君） 真壁議員。

○議員（13番 真壁 容子君） ごめんなさい、起こりかねないのがこの地方自治法の中での指示権拡大だということだということを御理解いただきたいなというふうに思うのです。

国が総力を挙げてすべきところは都道府県知事なんかも言ってるように、財源と権限を与えてくれと。福島県、岩手県ですよ、震災のときに県知事としての権限が要ったということも、これは言ってみれば今回の地方自治法改定とは逆行するのではないかなというふうに思っています。そういう意味でいえば、地方自治法で指示権を使って何をするかということが曖昧で明確だということとは一番皆さん、国民も心配してるんじゃないかなというふうに思うのですよ。

決して緊急事態で、大災害が起こったときに一番大事なことは、能登半島でも分かったように、あっちは県知事が東京に行って後手後手に遅れましたよね。一番地元の方々の首長たちが判断する権限とお金を持って、行動力があればもっとスムーズにいったのではないかと、人の命助かったのではないかとという論議もあります。

そういうことを考えた場合、私たちは自治体の議員として声を上げるとすれば、地方自治体の

強化のためこそ住民の命、暮らしを守ろうではないかと、財源、権限、人こそ地方自治体に与えてほしいんだということを皆さんと一緒に訴えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第8号、「地方自治法の改定」に反対する意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。本案は否決されました。

日程第15 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報、各常任委員会及び議会改革調査、可燃ごみ処理、地方行政調査、各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第3回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和6年第3回南部町議会定例会を閉会いたします。

午前11時33分閉会

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

6月7日の開会以来、本日まで14日間にわたり、補正予算等、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここに全ての案件を議了いたしました。極めて妥当な結論を得ましたことに対し、議員各位の御精励に対して深く敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げる次第であります。

町長をはじめ、執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただきましたことに対して感謝申し上げますとともに、今期定例会を通じて議員各位から述べられた意見、要望等につきましては、町政執行に際して十分反映されますよう要望する次第であります。

さて、今議会でも人口減少問題について議論が繰り広げられましたが、現在開会中の鳥取県議会においても公務員や産業人材の不足という同様の問題を多くの議員が取り上げ、議論されているようです。地域や産業を支える人材不足等の人口減少や出生数減少問題、そして平均気温の上昇やそれに起因した災害発生等の環境問題などは、一度問題が顕在化してしまえば取り得る有効な対処法は極めて限られます。今後、地域コミュニティや農業、老人介護面などでも今まで経験したことのないような社会環境変化が発生することを前提として、いかにして潜在的な脅威に備えるのが今、私たちに問われています。

これから大雨による災害の発生しやすい時期になってまいりますし、本格的な夏を迎えることとなります。今年も暑い夏になりそうです。熱中症対策には万全を期していただき、皆様の健康とますますの御活躍を御祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。

.....

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 6月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月7日から本日までの14日間にわたって開催された本議会でございますが、本日追加提案いたしました副町長の選任についても含め、全議案とも御賛同を賜りましたことに改めてお礼を申し上げます。

10日、11日、そして12日の3日間にわたり、9名の議員の皆様から町政に関する一般質問をいただきました。人口減少社会と人材不足、そして南部町の将来の姿について、同様に高齢社会の中での農業施策や支援、中でもイネカメムシ対策についての質問が多かったと思います。その他、携帯電話の不感地帯の課題、なんぶS A Nチャンネル、交通安全対策、保育園や学校の給食についての御質問、保育園の民間移管や現在進行中の保育園建設に係る御質問、放課後の子供たちの居場所についての御質問、2040年・50年問題や、脱炭素社会に関する御質問や提

言など、幅広い政治課題についての御質問をいただき、私も全力で答弁に当たりましたが、議論のかみ合わなかった点等あったと思います。今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

これから梅雨前線が活発化し、停滞による長雨や局地的な豪雨が起きやすい時期を迎えます。今年は日本海の海面水温が2度から3度高く、雨雲が発生しやすいとされており、線状降水帯への嚴重な警戒が必要でございます。

来る6月29日には、全町で水災害に備える防災訓練を行います。集落や振興協議会単位で今回実施されない地域の皆さんは、この機会にぜひ一度お配りしています防災マップを御確認いただき、御家族や御近所でお住まいの地域の土砂災害の危険、浸水区域内での危険を共有していただきたいと考えております。できれば2か所以上の避難場所を話し合ってお事前に決めておきましょう。各集落での防災訓練や土のうの準備など、防災に関して御心配な点がありましたら、お気軽に総務課、防災担当にお問合せをお願いいたします。

議員各位におかれましては、閉会中であっても今後とも御指導いただきますよう改めてお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。大変ありがとうございました。お疲れさまでした。
